

令和5年度

総務委員会説明資料

（所管事務）

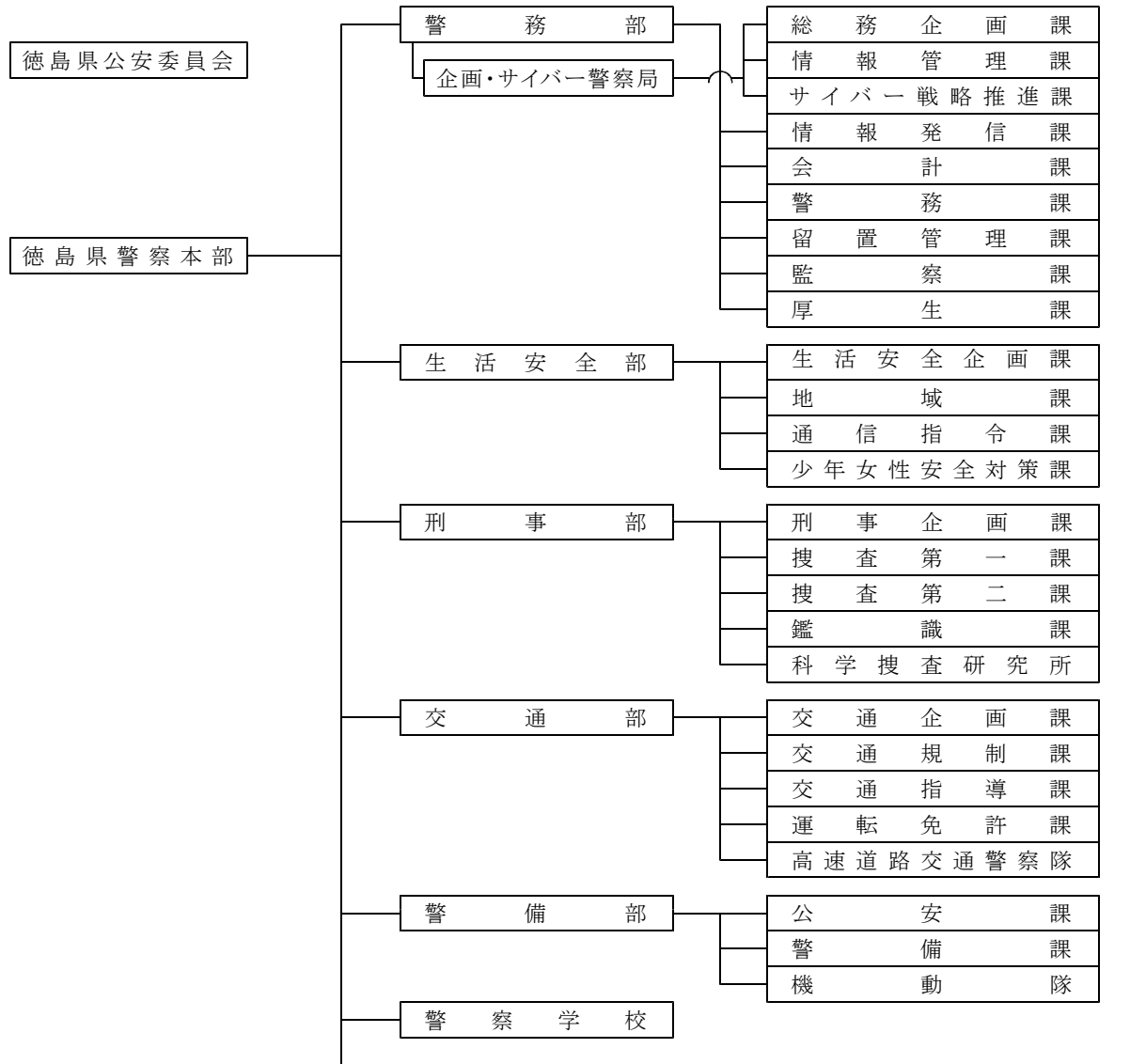
徳島県警察本部

目 次

1	組 織 図	3
2	令 和 5 年 度 歳 入 歳 出 予 算 の 総 括	4
3	繰 越 明 許 費 の 状 況	5
4	債 務 負 担 行 為 の 状 況	6
5	重 点 事 業	7
6	事 務 分 掌	9

1 組織図

徳島県警察本部



警察署	交番	駐在所	派出所	計
徳島中央警察署	11	3		14
徳島名西警察署	3	11		14
徳島板野警察署	4	7	1	12
鳴門警察署	2	5	1	8
小松島警察署	2	4		6
阿南警察署	3	13		16
牟岐警察署	2	2		4
阿波吉野川警察署	5	4		9
美馬警察署	3	7		10
三好警察署	1	12		13

徳島県 警察本部	5部
	1局
	23課
	1所
	2隊
	1校

警察署	10署
交番	36所
駐在所	68所
警備派出所	1所
検問所	1所

2 令和5年度歳入歳出予算の総括

一般会計

(単位:千円)

区 分	令和5年度	前 年 度		比 較		財 源 内 訳								
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	最 終 予算額	増 減 A-B	A 率 — ×100 B	特 定 財 源						一般財源		
						国支出金	使・手	財 収	繰 入 金	諸 収 入	反 則 金		地 方 債	
計画調査費	8,000	0	0	8,000	皆増	4,000	2,766							1,234
公安委員会費	12,650	12,612	12,612	38	100.3		49,976			67				△37,393
警察本部費	17,642,522	17,707,348	18,413,770	△64,826	99.6	800	79,398	40,019		75,961		15,000		17,431,344
警察施設費	841,858	994,759	933,145	△152,901	84.6			35,415	112,000	4,947		391,000		298,496
運転免許費	751,632	732,129	626,129	19,503	102.7		751,632							
恩給及び 退職年金費	6,092	10,689	7,859	△4,597	57.0									6,092
警察活動費	2,191,120	2,635,569	2,560,369	△444,449	83.1	426,761	198,567		211,000	60,500	80,000	257,000		957,292
合 計	21,453,874	22,093,106	22,553,884	△639,232	97.1	431,561	1,082,339	75,434	323,000	141,475	80,000	663,000		18,657,065

3 繰越明許費の状況

一般会計

(単位:千円)

繰越額	備考
25,320	交通安全施設整備事業費 計画に関する諸条件のため
計 25,320	

4 債務負担行為の状況

一般会計

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
駐在所整備等 P F I 事業契約 (令和6年度～令和30年度契約変更分)	自 令和 6年度 至 令和30年度	6, 8 5 0
警察署整備事業工事請負等契約	令和 6年度	1 6 3, 9 8 8
運転者管理システム機器賃貸借契約	自 令和 6年度 至 令和11年度	4 2 0, 0 0 0
緊急配備支援システム電子計算機等賃貸借契約	自 令和 6年度 至 令和11年度	5 5 2, 0 0 0
計		1, 1 4 2, 8 3 8

5 重点事業

令和4年中の刑法犯認知件数は2,256件と、ピークであった平成15年中の約18%にまで減少した。

一方、DV・児童虐待事案等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案は高い水準で推移しているほか、架空料金請求等の特殊詐欺の被害も後を絶たない。

さらには、高齢者等が当事者となる交通死亡事故や南海トラフ巨大地震を始めとする各種災害対応のほか、サイバー空間の脅威への対処等、治安上の課題は山積している。

こうした治安情勢等を踏まえ、県警察では、令和5年の運営指針を『安全安心を誇れる徳島県の実現～県民を守る「力強い警察」の確立～』と定め、各種施策を推進している。

1 身近な犯罪の抑止

地域の治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進するほか、児童虐待やストーカー事案等の人身安全関連事案に対しては、被害者の安全確保を最優先とした早期の対応に努める。

実施項目

- (1) 子供・女性・高齢者の安全対策の強化
- (2) 身近な犯罪の抑止と検挙
- (3) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- (4) 被害者支援の充実

2 重要犯罪等の徹底検挙

殺人、強盗等の重要犯罪を認知した際には、初動捜査を徹底し早期解決を図るほか、特殊詐欺対策や暴力団等犯罪組織の弱体化・壊滅に向けた取組を推進する。

実施項目

- (1) 凶悪犯等の迅速な解決
- (2) 重要知能犯等の厳格な取締り
- (3) 組織犯罪対策の推進
- (4) 科学捜査の推進

3 交通死亡事故の抑止

関係機関・団体と連携して、高齢者の交通事故防止、通学路の交通安全対策等を推進し、交通死亡事故の抑止に努める。

実施項目

- (1) 情勢を踏まえた交通事故防止対策の推進
- (2) 安全で快適な交通環境整備の推進
- (3) 交通事故防止に資する交通指導取締り等の推進
- (4) 県民に優しい運転免許行政の推進

4 大規模災害、テロ等への対処

自治体や関係機関と連携した訓練を重ね、災害時における対処能力の向上に努めるほか、国際テロ情勢等を踏まえたテロの未然防止に向けた諸対策を推進する。

実施項目

- (1) 災害等緊急事態への的確な対処
- (2) 国際テロ、対日有害活動等に係る対策の推進
- (3) 過激派、右翼等による違法行為への厳正な対処
- (4) G7サミットに向けた警備諸対策の推進

5 組織基盤の強化

変容する治安・地域情勢や県民のニーズ等を踏まえ、組織体制の見直しや警察活動の高度化・合理化等に努める。

実施項目

- (1) 期待と信頼に応える警察の確立
- (2) 変容する社会に対応した警察運営
- (3) サイバー空間の脅威への対処
- (4) 人的基盤の強化

6 事務分掌

◎ 警務部

○ 企画・サイバー警察局

総務企画課	<ol style="list-style-type: none">1 徳島県公安委員会の事務の補佐に関する事。2 徳島県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する事。3 機密に関する事。4 公印の管守に関する事。5 条例案、規則案、訓令案等の審査に関する事。6 公文書類の接受、発送、編集及び管理に関する事。7 警察署協議会に関する事。8 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。9 警察行政の企画、立案及び総合調整に関する事。10 事務能率（情報管理課に属するものを除く。）に関する事。11 徳島県議会との連絡に関する事。
情報管理課	<ol style="list-style-type: none">1 電子計算組織の管理及び運用に関する事。2 電子計算組織に係る情報の管理及び照会業務に関する事。3 ITの調査及び研究に関する事。4 警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事。
サイバー戦略推進課	<ol style="list-style-type: none">1 サイバー事案に係る警察の運営に関する企画及び調整に関する事。2 サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。3 サイバー事案の防止対策に関する事。4 犯罪捜査における電磁的記録の解析その他技術的な支援に関する事。

◎ 警 務 部

<p>情 報 発 信 課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報に関する事。 2 情報の公開に関する事。 3 個人情報の保護に関する事。 4 警察安全相談に関する事。 5 犯罪被害者支援の実施に関する企画、調査及び総合調整に関する事。 6 犯罪被害者からの相談に関する事。 7 犯罪被害者等給付金に関する事。 8 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に規定する給付金に関する事。 9 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律に規定する国外犯罪被害者等給付金に関する事。
------------------	--

<p>会 計 課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算、決算及び会計に関する事。
<p>装 備 管 理 室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 物品の管理及び処分に関する事。 2 警察装備に関する事(警務課に属するものを除く。)
<p>監 査 室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 会計の監査に関する事。 2 遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物に関する事。 3 交通反則金徴収事務に関する事。
<p>施 設 管 理 室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 財産の管理及び処分に関する事。 2 庁舎の営繕に関する事。 3 拠点整備に係る総合調整に関する事。

警 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察の組織に関する事。 2 警察職員の人事、定員に関する事。 3 警察職員の採用試験及び昇任試験に関する事。 4 拳銃の管理に関する事。 5 警察車両の運用に関する事。 6 警察通信施設の使用管理に関する事。
給 与 管 理 室	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察職員の給与に関する事。 2 警察職員の退職手当に関する事。
人材育成推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 職場教養に関する事。 2 学校教養に関する事。 3 術科教養に関する事。 4 警察教養施設の使用管理に関する事。 5 警察機関誌の編集に関する事。
留 置 管 理 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 留置施設の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関する事。 2 留置施設視察委員会に関する事。
監 察 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 監察に関する事。 2 表彰及び懲戒に関する事。 3 争訟の指導に関する事。 4 苦情の取扱い(徳島県公安委員会に対する苦情を除く。)に関する事。
厚 生 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察職員の恩給、年金及び公務災害補償に関する事。 2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。 3 警察職員の福利厚生に関する事。 4 警察職員の健康管理に関する事。 5 警察職員の生活相談に関する事。 6 警察共済組合に関する事。 7 警察職員互助会に関する事。 8 児童手当に関する事。 9 警察職員の感染症対策に関する事。

◎ 生活安全部

<p>生活安全企画課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。 2 犯罪の予防に関すること。 3 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。 4 風俗営業、古物営業、質屋営業、警備業、探偵業等の許可、認定、届出等及び行政処分に関すること。 5 銃砲刀剣類等の所持許可等及び行政処分に関すること。 6 火薬類、高圧ガスその他の危険物の安全指導に関すること。 7 核原料物質、放射性同位元素、特定物質、届出対象病原体等の運搬の届出に関すること。 8 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関すること（少年女性安全対策課に属するものを除く。）。 9 生活経済関係事犯の取締りに関すること。 10 生活環境事犯の取締りに関すること。 11 銃砲刀剣類等の取締りに関すること（捜査第二課に属するものを除く。）。 12 火薬類、高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。 13 核原料物質、放射性同位元素、特定物質、届出対象病原体等の取締りに関すること。 14 売春関係事犯及び風俗関係事犯の取締りに関すること。 15 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 16 第9号から第15号までに掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。
<p>地 域 課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域警察に関すること。 2 水上警察に関すること。 3 雑踏警備に関すること。 4 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。 5 警ら用無線自動車の運用に関すること。 6 鉄道警察に関すること。 7 警察用船舶の運用及び管理に関すること。
<p>通 信 指 令 課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信指令に関すること。 2 緊急配備に関すること。

少年女性安全対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 子供や女性を対象とした性犯罪等の未然防止等に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。 2 人身安全関連事案対策に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。 3 行方不明者の発見活動に関する事。 4 少年非行の防止に関する事。 5 少年指導委員及び少年補導協助員に関する事。 6 少年補導に関する事。 7 少年事件の捜査及び少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。 8 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。 9 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。 10 少年補導職員の運用に関する事。
-----------	--

◎ 刑 事 部

刑 事 企 画 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 刑事警察の運営に関する企画、立案及び調整に関する事。 2 犯罪捜査の教養指導に関する事。 3 公判対応に関する事。 4 他の都道府県警察との捜査共助に関する事。 5 手口捜査に関する事。 6 犯罪統計に関する事。
-----------	---

捜 査 第 一 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪の捜査に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。 2 死体の検視及び調査に関する事。 3 移動警察に関する事。 4 機動捜査に関する事。
-----------	--

捜査第二課	<ol style="list-style-type: none"> 1 知能犯罪の捜査に関する事。 2 選挙犯罪の捜査に関する事。 3 組織犯罪の取締りに関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。 4 組織犯罪情報の収集、分析及び活用に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。 5 暴力団犯罪の取締りに関する事。 6 暴力団対策に関する事。 7 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関する事。 8 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関する事。 9 犯罪による収益の移転防止に関する事。 10 国際犯罪対策及び国際捜査共助に関する事。
-------	---

鑑識課	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪鑑識に関する事。 2 犯罪鑑識施設の維持及び管理に関する事。 3 海外渡航者の証明に関する事。
-----	---

科学捜査研究所	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪捜査に関する事務のうち法医、化学、物理、心理、文書等に係る鑑定、検査及び研究に関する事。 2 前号の事務に係る資料及び器材の整備並びに運用に関する事。
---------	--

◎ 交通部

交通企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通警察運営に関する調査、研究及び企画に関する事。 2 交通事故防止対策に関する事。 3 道路交通の統計及び交通事故の調査並びに分析に関する事。 4 交通安全教育及び交通安全運動に関する事。 5 地域交通安全活動推進委員に関する事。 6 徳島県交通安全活動推進センターに関する事。 7 安全運転管理者に関する事。 8 自動車運転代行業に関する事。
-------	--

交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通規制に関すること。 2 交通安全施設に関すること。 3 交通管制に関すること。 4 自動車保管場所証明事務に関すること。 5 道路の使用許可、通行の制限等許可事務に関すること。 6 乗車、積載及びけん引の許可事務に関すること。
交通指導課	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通の指導及び取締りに関すること。 2 交通反則行為の処理に関すること。 3 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
運転免許課	<ul style="list-style-type: none"> 1 運転免許試験に関すること。 2 運転免許証の交付及び更新等に関すること。 3 運転免許の行政処分に関すること。 4 運転免許施設の管理及び運用に関すること。 5 運転免許の停止者等に対する講習に関すること。 6 指定自動車教習所に関すること。
阿南分室	<ul style="list-style-type: none"> 1 運転免許試験に関すること。 2 運転免許証の交付及び更新等に関すること。 3 運転免許施設の管理及び運用に関すること。
阿波分室	<ul style="list-style-type: none"> 1 運転免許試験に関すること。 2 運転免許証の交付及び更新等に関すること。 3 運転免許施設の管理及び運用に関すること。
高速道路交通警察隊	<ul style="list-style-type: none"> 1 高速道路(高速自動車国道及び自動車専用道路をいう。)における交通警察に関すること。 2 高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務に関すること。

◎ 警 備 部

公 安 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備情報に関する事。 2 警備犯罪の捜査に関する事。 3 外事警察に関する事。
警 備 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 治安警備に関する事。 2 災害警備に関する事。 3 警衛及び警護に関する事。 4 警察用航空機の運用及び管理に関する事。
機 動 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備実施における部隊活動に関する事。 2 集団警ら等部隊活動による警察職務の執行に関する事。 3 警備実施訓練に関する事。

◎ 警 察 学 校

警 察 学 校	新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事。
---------	-----------------------------